

施策 2 2 大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します

現状と課題

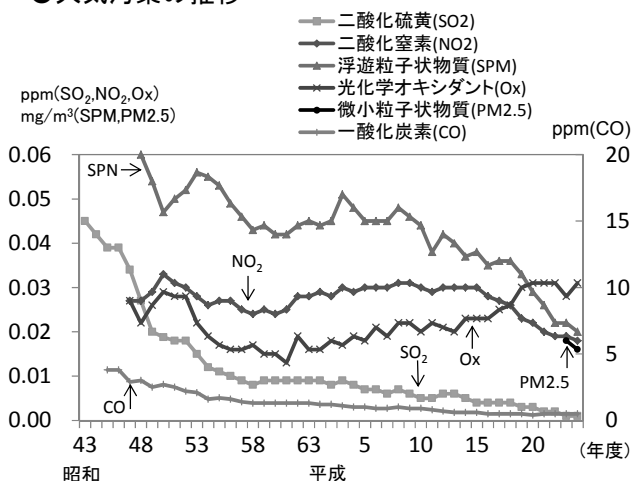
[現 状]

- ・大気汚染や水質汚濁は全体的には改善傾向にあり、平成24年度における環境目標値※の達成率は、大気（二酸化窒素）が88.9%（測定局18か所のうち16か所）、河川の水質（BOD※）が84.0%（調査地点25か所のうち21か所）でした。
- ・本市に寄せられた公害に関する苦情件数は、近年わずかに減少傾向にありますが、平成24年度は1,693件の苦情が寄せられ、騒音・大気汚染・悪臭が全体の約85%を占めています。

[課 題]

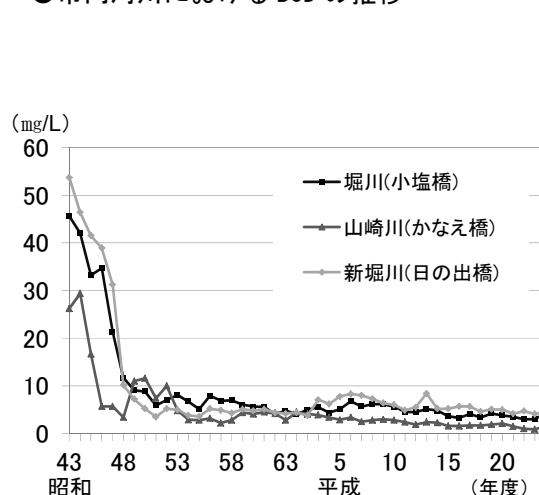
- ・大気や水質が良好に保たれた快適な生活環境を確保するためには、すべての測定局や調査地点で環境目標値を達成する必要があります。
- ・公害の発生を抑制するためには、市民・事業者・行政の協働による取り組みをすすめていくことが必要です。
- ・広域的な課題でもある微小粒子状物質（PM2.5※）などの新たな環境汚染物質への対応が求められています。

●大気汚染の推移



出典：名古屋市作成

●市内河川における BOD の推移



出典：名古屋市作成

環境目標値：名古屋市環境基本条例において市独自に設定した目標で、大気の汚染、水質の汚濁などの環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、および快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値

BOD：Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略語。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素量で、河川の汚濁を表す代表的な指標。この数値が大きいくほど、水質が汚濁していることを意味する。

PM2.5：大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5μm（1μm=1mmの1000分の1）以下の非常に小さな粒子。ボイラーや自動車などの燃料の燃焼、空気中のガスの化学反応が原因でできたものや土など自然由来のものなどがある。

めざす姿

空気や水がきれいで、騒音や悪臭などがなく快適な生活環境が確保されている

施策の展開

1 大気環境の向上

二酸化窒素や微小粒子状物質（PM2.5）など、大気汚染の常時監視を実施するとともに、工場などに対して大気汚染の規制・指導を行います。また、次世代自動車の普及啓発やエコドライブの促進など自動車環境対策を推進し、大気環境の保全をはかります。

2 水環境の向上

河川のBODなど水質汚濁の常時監視を実施するとともに、工場などに対して水質の規制・指導を行います。また、合流式下水道※の改善や下水の高度処理※など下水道整備を推進するとともに、親しみやすい指標※を用いた水質調査をはじめとする水質汚濁防止の普及啓発などに取り組み、市内河川・海域等の水環境の向上をはかります。

3 快適な生活環境の確保

快適な生活環境を確保するために、騒音・悪臭・土壌汚染などについて規制・指導を推進します。また、有害化学物質による環境リスクの低減をはかるため、環境中のダイオキシン類やアスベストの状況を把握し、工場などに対する規制・指導を行うとともに、市民・事業者・行政の間で有害化学物質に関する情報の共有をはかり、適正管理を促進します。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年 度	目 標 値 40 年 度
1	大気環境目標値の達成率（二酸化窒素）	88.9% (24 年度)	100%	100%
2	水質環境目標値の達成率（BOD）	84.0% (24 年度)	100%	100%
3	名古屋は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などによる公害の心配がないまちと思う市民の割合	35.6% (25 年度)	40%	50%

関連する個別計画

◆第3次環境基本計画 ◆水の環境復活2050なごや戦略

合流式下水道：汚水および雨水を同一の管きょで排除し処理する方式

下水の高度処理：従来の処理方式に比べ、主に窒素・りんを多く除去できる処理方法

親しみやすい指標：名古屋環境基本条例において市独自に設定した目標で、透視度や水の色、水量、ごみの有無、生物指標など自然環境に関する市民にとって感覚的にわかりやすい指標

施策を推進する事業

1 大気環境の向上

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
大気汚染常時監視・規制指導	市内の窒素酸化物、PM2.5 などの大気汚染物質等の監視と、有害大気汚染物質モニタリングを実施するほか、工場・事業場に対する規制・指導を実施	大気汚染常時監視の実施 17 地点 14 項目 有害大気汚染物質モニタリングの実施 5 地点 21 物質 PM2.5 成分分析の実施 6 地点 大気汚染の規制指導の実施	大気汚染常時監視の実施 有害大気汚染物質モニタリングの実施 PM2.5 成分分析の実施 大気汚染の規制指導の実施	環境局
自動車環境対策の推進	大気環境の向上、地球温暖化防止を推進するため、次世代自動車の普及啓発につとめるほか、「名古屋市自動車公害対策推進協議会」を通して、総合的・計画的に自動車環境対策を推進	バス・トラックなどを対象とした最新規制適合自動車への買い替え補助 年間 20 台 低公害車・低燃費車の普及啓発 公用車への次世代自動車の導入 443 台 (平成 24 年度) 環境対策の取りまとめ、国などへの要望	バス・トラックなどを対象とした最新規制適合自動車への買い替え補助 低公害車・低燃費車の普及啓発 公用車への次世代自動車の導入促進 環境対策の取りまとめ、国などへの要望	環境局

2 水環境の向上

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
水質汚濁常時監視・規制指導	河川などにおける水質汚濁の状況の常時監視や、地下水の水質状況の常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施	水質汚濁常時監視の実施 27 地点 60 項目 地下水常時監視・モニタリングの実施 147 地点 水質汚濁の規制指導の実施	水質汚濁常時監視の実施 水質環境目標値の達成 地下水常時監視・モニタリングの実施 水質汚濁の規制指導の実施	環境局
水質環境目標値 市民モニタリング	水質環境目標値のうち親しみやすい指標について市民モニターが調査を実施する市民モニタリングの実施	市民モニタリングの実施 河川 30 地点 ため池 11 地点 5 項目	市民モニタリングの実施	環境局
地盤沈下常時監視・規制指導	水準測量をはじめとした地盤沈下の状況の常時監視および工場・事業場に対する規制・指導を実施	一級水準測量の実施 163km 地下水位観測の実施 13 地点 地下水採取の規制指導の実施	一級水準測量の実施 地下水位観測の実施 地下水採取の規制指導の実施	環境局

下水道による水環境の向上	下水処理水の放流先となっている河川や名古屋港の水環境を向上させるため、下水道未整備地域における下水道整備、合流式下水道の改善、水処理センターにおける高度処理の導入を推進	庄内川西部、 志^し段^だ味^み、桶^お狭^け間^は地^ざ区^まなどの下水道整備の推進 雨水滞水池の建設 工事中 2 か所 水処理センターにおける簡易処理高度化施設の整備 完了 2 か所 工事中 2 か所 ごみ除去装置の設置、雨水スクリーンの目幅縮小の実施 水処理センターにおける高度処理施設の導入 工事中 1 か所 実証実験中 1 か所	庄内川西部、 志^し段^だ味^み、桶^お狭^け間^は地^ざ区^まなどの下水道整備の推進 雨水滞水池の建設 着工〔2 か所〕 完了〔2 か所〕 水処理センターにおける簡易処理高度化施設の整備 着工〔2 か所〕 完了〔4 か所〕 ごみ除去装置の設置、雨水スクリーンの目幅縮小の実施 水処理センターにおける高度処理施設の導入 着工〔1 か所〕 完了〔2 か所〕	上下水道局
---------------------	---	--	--	--------------

3 快適な生活環境の確保

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
大気・水質未規制有害物質調査	大気・水質における規制対象物質とされていないものの環境リスクが懸念される物質について、環境汚染の未然防止に資する基礎資料とするため、市内における大気や河川、海域における調査を実施	大気未規制有害物質調査の実施 5 地点 水質未規制有害物質調査の実施 水質 12 地点 底質 6 地点 生物 1 地点 化学物質環境実態調査の実施	大気未規制有害物質調査の実施 水質未規制有害物質調査の実施 化学物質環境実態調査の実施	環境局
環境科学調査センターの運営	環境に関する総合的、専門的な調査研究機関として、大気などの常時監視データの測定・解析、公害の規制・指導にともなう調査、行政課題に対する調査研究、市民などを対象とした環境講座などを実施	大気等の常時監視データの測定・解析 公害の規制・指導にともなう調査 行政課題に対する調査研究 10 件 環境講座 49 件	大気等の常時監視データの測定・解析 公害の規制・指導にともなう調査 行政課題に対する調査研究 環境講座	環境局
土壌汚染規制指導	土壌汚染について事業者等に対し調査や措置にかかる規制・指導を実施	土壌汚染等の規制指導の実施 汚染土壌処理業許可審査の実施	土壌汚染等の規制指導の実施 汚染土壌処理業許可審査の実施	環境局

ダイオキシン類の常時監視・規制指導	市域の大気・水質・土壌など環境中のダイオキシン類の常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施	環境調査の実施 大気 4 地点 水質 9 地点 底質 9 地点 水生生物 1 地点 地下水 4 地点 土壌 4 地点 発生源にかかる行政検査の実施 排出ガス 10 施設 排水 1 施設	環境調査の実施 発生源にかかる行政検査の実施	環境局
アスベスト対策の推進	環境中のアスベスト濃度を調査するとともに、解体工事現場への立入や行政検査などアスベスト飛散防止に向けた規制・指導を実施	環境調査の実施 8 地点 飛散防止に向けた規制指導の実施	環境調査の実施 飛散防止に向けた規制指導の実施	環境局
化学物質の適正管理の促進	国の PRTR 制度※に基づき、事業者が行う対象化学物質の環境中への排出量などの届出受付およびデータの集計・公表を実施するとともに、化学物質の適正な管理を一層推進するため化学物質に関する講演会を開催	化学物質の環境中への排出量などの届出受付の実施 化学物質に関する講演会の開催 市民向け 1 回 事業者向け 1 回	化学物質の環境中への排出量などの届出受付の実施 化学物質に関する講演会の開催	環境局

PRTR 制度：化学物質の環境への排出量および移動量の把握とその届出について定めたもの

施策23 身近な自然や農にふれあう環境をつくります

現状と課題

[現 状]

- ・市内の都市公園は、平成26年4月現在、1,444か所、総面積1,579.67ha（市域の約5%）もの緑豊かな空間を都市の中に形成しており、市民の大きな資産となっています。
- ・平成2年から22年までの20年間で、天白区の面積に相当する2,136haの樹林地などの緑被地※が減少するなど、都市化の進展とともに身近な自然や水循環機能が失われています。
- ・農地は都市化の進展や農家の後継者不足によって、年々減少しています。
- ・市街地の拡大や外来生物の侵入などによる身近な生態系への影響が生じています。
- ・市民意識のアンケート調査において、「自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合」は5%未満にとどまっています。

[課 題]

- ・人と生き物が快適に暮らせる緑豊かな都市環境を取り戻すとともに、都市全体の水循環機能を回復させ、自然が本来持つ水や気温を調節する機能をまちづくりに生かしていく必要があります。
- ・時代の変化にともない、公園に対する市民のニーズも多様化していることから、今後の公園の役割やその可能性について改めて考える必要性が高まっています。
- ・市民の農への理解を高めるため、農業を生産の場としてだけでなく、人々の暮らしの基盤としての役割を果たす「農」として広くとらえ、農にふれあう環境づくりをすすめる必要があります。
- ・地域における生物多様性の保全のためには、身近な自然を守り育てる市民や地域との協働の取り組みが必要です。

●名城公園「花の山」花植えボランティア



●農業センター収穫体験



緑被地：10㎡以上の樹林地、芝・草地、農地、水面

施策の展開

1 緑に親しむ環境づくり

緑豊かな都市環境をつくるため、市内に残された樹林地の保全をはかるとともに、民有地緑化や街路樹による市街地の緑化と公園緑地の整備をすすめます。緑の管理・運営にあたっては、利用者志向で「公園を育て、生かす」公園経営の取り組みを展開しながら、市民・事業者・行政の協働による緑のまちづくり活動を推進し、市民が身近に親しめる緑の環境づくりをすすめます。

2 水循環機能の回復

雨水の貯留・浸透や蒸発散など水循環機能の回復について、市民とともにさまざまな取り組みをすすめることで、都市化によって失われた気温調節・保水機能を回復します。

3 農のある暮らしづくり

市民農園^{*}の設置を推進するなど、より多くの市民が農作業を通じて農にふれる機会を提供するとともに、地産地消を積極的に推進し、農のある暮らしづくりをすすめます。

4 生物多様性保全に向けた取り組み

地球上の多様ないのちのつながりへの理解と認識を深め、多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市を実現するため、なごやの身近な自然の調査、保全活動などをすすめ、都市部に残された貴重な自然を守り、次世代に継承します。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年 度	目 標 値 40 年 度
1	緑化地域制度によって確保された緑の面積	256ha (25 年度)	450ha	850ha
2	親しみがある公園があると思う市民の割合	66.2% (25 年度)	70%	75%
3	市民農園の設置区画数	3,716 区画 (25 年度)	4,000 区画	4,000 区画
4	自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合	3.5% (25 年度)	15%	15%以上

関連する個別計画

- ◆なごや緑の基本計画2020 ◆長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム
- ◆公園経営基本方針 ◆なごやアグリライフプラン ◆第3次環境基本計画
- ◆水の環復活2050なごや戦略 ◆生物多様性2050なごや戦略

市民農園：市、農協、農家などが開設する多様な貸し農園

施策を推進する事業

1 緑に親しむ環境づくり

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
樹林地の保全	特別緑地保全地区など緑地保全制度の活用により樹林地を保全するとともに、多様な主体による樹林地の維持管理を推進	緑地保全施策の実施 特別緑地保全地区 199ha 市民緑地（保全型） 5.92ha 保存樹 872 本 樹林地の維持管理	緑地保全施策の推進 多様な主体による樹林地維持管理の推進	緑政土木局
市街地の緑化	民有地緑化による市街地の緑化を推進するため、緑化地域制度の運用や助成制度の活用を推進するとともに、市民の身近な緑として街路樹が持つさまざまな機能や役割を十分に発揮できるよう、適正な管理を推進	緑化地域制度により確保された緑の面積 累計 256ha 街路樹の適正管理 高木 104,369 本 中低木 2,765,549 本	緑化地域制度により確保された緑の面積 累計 450ha 街路樹の適正管理	緑政土木局
公園緑地の整備	災害時に避難場所などとなる公園・緑地や、歩いて行くことができる身近な公園を計画的に整備	長期末整備公園緑地の事業推進 事業中 15 か所 街区公園などの整備 みどりが丘公園の整備 墓地 25,358 区画	長期末整備公園緑地の事業推進 完了 [8 か所] 事業中 [7 か所] 着手 [1 か所] 街区公園などの整備 完了 [7 か所] みどりが丘公園の整備 墓地 [3,788 区画]	緑政土木局

公園経営の推進	公園を「市民の重要な資産」としてとらえ、その利活用により公園機能の最大化、市民サービスの向上、地域の活性化などをはかる公園経営の考えを元に、公園の適切な維持管理と管理運営を推進	公園経営の推進 パークマネジメントプランの作成 10 公園 社会実験の実施 および制度設計 適切な公園維持管理	公園に対する利用者満足度調査の実施・評価 公園経営の推進・充実 公園経営への民間活力導入 適切な公園維持管理 市民協働・企業参画の推進	緑政土木局
緑のまちづくり活動の推進	緑のまちづくり活動団体などへの支援・育成や、市民協働・企業参画による緑のまちづくりを推進	緑のまちづくり活動団体の育成支援 主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数 年間 26,000 人 市民協働・企業参画の推進	緑のまちづくり活動団体の育成支援 主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数 年間 31,000 人 市民協働・企業参画の推進	緑政土木局

2 水循環機能の回復

事業名	事業概要	現況 (㉕時点の状況)	計画目標 〔㉖～㉚の事業量等〕	所管局
健全な水循環の確保	水循環に関するさらなる理解の促進や雨水の貯留浸透など健全な水循環の回復に向け、水の環境復活 2050 なごや戦略を推進	推進 湧き水モニタリングの実施 市内 10 地点	推進 湧き水モニタリングの実施	環境局

3 農のある暮らしづくり

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
市民農園・市民水田等の設置	市民に農にふれあう機会を提供するため、市民農園・市民水田・田んぼアートの設置などを推進	市民農園 3,716 区画 市民水田 一般 28 口 団体 2 口 田んぼアート 1 か所	市民農園 4,000 区画 市民水田 一般 28 口 団体 2 口 田んぼアート 1 か所	緑政土木局
地産地消の推進	朝市・青空市の支援、地産地消イベントの開催、市内農産物のブランド化、食農教育など地産地消を総合的に推進	朝市・青空市の開催か所数 39 か所 地産地消イベント 3 回 ブランド農産物の育成 給食講師派遣 42 回	朝市・青空市の開催か所数 〔165 か所〕 地産地消イベント 〔15 回〕 ブランド農産物の育成 〔2 品目〕 給食講師派遣 〔150 回〕	緑政土木局
農業公園の運営	市民が自然とふれあいながら、農業とその大切さを学ぶため、農業センター、東谷山フルーツパーク、農業文化園を運営	実施	実施	緑政土木局
営農の支援	多面的な機能を持つ都市内の貴重な農地を保全するため、農業生産基盤の整備、農家などによる農業用施設・機械の導入に対する補助や援農支援により、農の営みを支援	農業用水路の整備 累計 48.9km 優良農地保全利用 対策事業 20 件 農業ボランティアの育成 24 人 野菜生産価格安定 対策事業 9 品目	農業用水路の整備 〔2.5km〕 優良農地保全利用 対策事業の実施 農業ボランティアの育成 〔150 人〕 野菜生産価格安定 対策事業の実施	緑政土木局

チャレンジファーマーの育成	趣味的な「農」と生業としての「農業」との中間レベルの「農」に親しみたいという市民のニーズに応えるため、チャレンジファーマーカレッジにより、生産から販売までを行う人材を養成するとともに、農地バンク制度により小規模農地をあっせんすることで都市部の農地を保全	検討	実施 受講生募集 年 8 名 修了生の就農率 (農業を生業とするものではないが農地を借りて耕作から販売までを行う) 6 割	緑政土木局
---------------	--	----	--	-------

4 生物多様性保全に向けた取り組み

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 [②⑥～③⑩の事業量等]	所管局
市立大学生物多様性研究センターの運営	生物多様性に関し、遺伝子試料の収集・分析などの専門的な研究を行うとともに、その成果をなごや生物多様性センターに提供することで、身近な自然の調査・保全活動を促進	実施	実施	総務局
なごや生物多様性センターの運営	COP10 の成果を継承するなごや生物多様性センターにおいて、生物多様性の保全につなげるため、「なごや生物多様性保全活動協議会」を通して市民と協働で身近な自然の調査・保全活動などを推進し、その成果を次世代に継承	調査・保全活動の実施 普及啓発 レッドリスト・レッドデータブックの改訂	調査・保全活動の実施 普及啓発 レッドリスト・レッドデータブックの公表、次期改訂に向けた調査の実施	環境局
藤前干潟の保全活用の推進	ごみ減量に始まる本市の環境行政の転換点を象徴する場所であり、また国内有数の渡り鳥の飛来地である藤前干潟の重要性を伝えるため、普及啓発を実施するほか、湿地提携を締結しているオーストラリアのジロング市との交流事業などを実施	実施	実施	環境局

施策24 公共交通を中心とした歩いて暮らせるまちづくりをすすめます

現状と課題

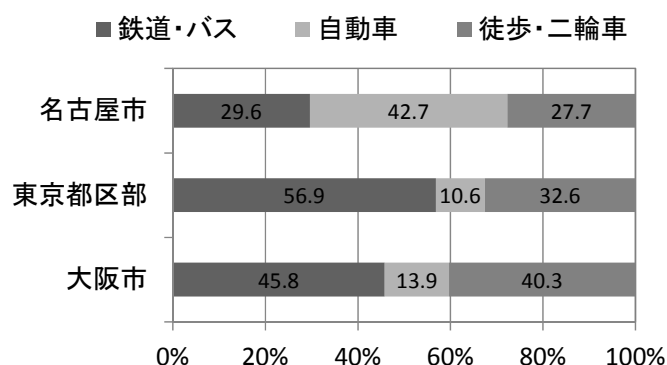
[現 状]

- ・交通基盤の充実がすすんでいる一方で、本市の自動車利用の割合は東京都区部や大阪市などと比べて高い水準にあり、交通渋滞や違法駐車、自動車利用でのCO₂の排出による環境問題などさまざまな問題を抱えています。
- ・公共交通機関では、平成22年度にICカード乗車券が導入され、利便性を高める取り組みがすすめられています。
- ・交通結節点などで都市機能の更新が求められている地区においては、敷地の共同化や高度利用をすすめるために、市街地再開発事業に取り組んでいます。

[課 題]

- ・徒歩や自転車、公共交通でより移動しやすい環境づくりに向け、交通施策とまちづくりを一体的に展開する必要があります。
- ・市民の重要な移動手段である鉄道、バスなどの公共交通について、より市民が快適に、利用しやすいサービスを提供する必要があります。
- ・市民だけでなく、本市に働きに来る人など一人ひとりが自身の交通行動を考え、環境にやさしいライフスタイルへの転換をはかっていく必要があります。
- ・地域の中心となる交通結節点における市街地再開発事業を早期に完了させ、地域の活性化につなげる必要があります。

●三大都市における交通手段別移動割合



出典：名古屋市：第5回中京都市圏パーソントリップ調査（平成23年度）
 東京都区部：第5回東京都市圏パーソントリップ調査（平成20年度）
 大阪市：第5回近畿圏パーソントリップ調査（平成22年度）

めざす姿

自家用車に頼らなくても、不自由を感じることなく買い物や通勤など日常生活を営むことができる

施策の展開

1 交通施策とまちづくりとの連携

都心部や鉄道駅周辺を中心に、公共交通と連携したまちづくりに取り組みます。また、都心部幹線道路の空間配分の見直しや新たな路面公共交通システムの導入検討など、「みちまちづくり※」を推進することにより、公共交通を中心とした快適に過ごせる環境づくりをすすめます。

2 公共交通の利便性向上

乗り継ぎの利便性向上やより高いサービスの提供につとめ、公共交通機関の利用促進をはかります。

3 交通エコライフの推進

環境、健康、家計など多様な側面から日頃の交通行動について考える機会を提供し、状況や目的に応じて交通手段を適切に使い分けるライフスタイルの推進に取り組みます。

4 交通結節点などを中心とした地域の活性化

公共交通機関の結節点となる地域などにおいては、駅前広場などの整備とともに住宅の供給、商業施設の立地などによる土地の高度利用をすすめ、さまざまな機能の集積による地域の活性化をはかります。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年 度	目 標 値 40 年 度
1	自家用車に頼らないで日常生活を営もうと思う市民の割合	64.9% (25 年度)	75%	80%
2	市内の鉄道および市バスの 1 日当たり乗車人員合計	229 万人 (23 年度)	233 万人	238 万人
3	市内主要地点の 1 日（平日）当たり自動車交通量の合計	134 万台 (23 年)	123 万台 (30 年)	107 万台 (40 年)

関連する個別計画

- ◆都市計画マスタープラン ◆なごや新交通戦略推進プラン
- ◆なごや交通まちづくりプラン（仮称） ◆市営交通事業経営健全化計画

みちまちづくり：名古屋市の特長である広い道路空間に着目し、道路空間を人が主役の空間（みち）へと転換することで、安全でにぎわいのある「まち」に変えていく取り組み

施策を推進する事業

1 交通施策とまちづくりとの連携

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 (②⑥～③①の事業量等)	所管局
駅そばまちづくりの推進	都市計画マスタープランに掲げた集約連携型都市構造の実現に寄与するため、駅そばまちづくりをすすめる重点施策を検討・実施	既存制度の運用改善案や各種ボーナス制度の活用案の検討	既存制度の運用改善や各種ボーナス制度を活用した駅そばへの誘導方策の策定・推進	住宅都市局
みちまちづくりの推進	なごや新交通戦略推進プランに位置づけられた「みちまちづくり」を実現するために、都心部幹線道路の空間配分の見直しや新たな路面公共交通システムの導入等、まちづくりと一体となった交通施策を検討	なごや交通まちづくりプランの素案作成、市民意見聴取	なごや交通まちづくりプランの策定 LRT*などの導入検討 幹線道路の空間再配分等の具体化	住宅都市局
総合交通政策の企画推進	なごや新交通戦略推進プランに掲げた基本理念「まちづくりと連携した総合交通体系の形成」を実現するために、各種交通施策の展開に向けて総合的な交通政策の検討を行うとともに、プランの進行管理を実施	なごや新交通戦略推進プランの進行管理	なごや新交通戦略推進プランの進行管理 公共交通のあり方検討	住宅都市局
都心部における駐車場のあり方検討等	都心部への過度な自動車流入を抑制するため、既存駐車場の有効活用や駐車場附置義務制度の見直しを実施するとともに、市営路外駐車場の管理運営等を実施	駐車場附置義務制度の見直しの調査・検討 市営路外駐車場の管理運営を実施 久屋、古沢公園駐車場 耐震補強設計	駐車場附置義務制度の見直しの実施 市営路外駐車場の管理運営を実施 久屋、古沢公園駐車場 耐震補強完了	住宅都市局

LRT : Light Rail Transit の略。低床式車両を活用し、定時性・速達性・快適性などの面ですぐれた特徴を有する次世代型路面電車システム

2 公共交通の利便性向上

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
あおなみ線の利用促進	名古屋西南部地域の基幹交通機関であるあおなみ線（西名古屋港線）の利用促進のための各種支援策を実施	各種支援の実施	沿線開発にあわせた利用促進策の実施	住宅都市局
ゆとりーとラインの利用促進	志段味地区の開発がすすむ名古屋市の北東部と都心部を結ぶ重要な公共交通機関であるゆとりーとライン（ガイドウェイバス志段味線）の利用促進のための各種支援策を実施	各種支援の実施 車両の更新 累計 28 台	沿線開発にあわせた利用促進策の実施	住宅都市局
リニモの利用促進	本市と東部丘陵地域とを結ぶ重要な公共交通機関であるリニモ（東部丘陵線）の利用促進のための各種支援策を実施	各種支援の実施	各種支援の実施	住宅都市局
栄バスターミナルの維持管理	利用者の利便性、快適性、安全性の向上をはかるため、基幹となるバス路線の発着点である栄バスターミナルの質の高い維持管理などを実施	指定管理者による維持管理の実施 中長期保全の実施	指定管理者による維持管理の実施 中長期保全の実施	住宅都市局
総合駅連絡通路等の管理	公共交通機関相互または公共交通機関と自動車交通との乗り継ぎ利便性を向上させるため、金山総合駅連絡通路橋や八田総合駅地下連絡通路等、徳重交通広場・テラス広場の施設管理を実施	実施 金山総合駅連絡通路の耐震補強に関する関係機関との協議	実施 金山総合駅連絡通路の耐震補強完了	住宅都市局
交通局ウェブサイトの見直し	ウェブサイトの使いやすさの向上やモバイルサイトへの対応などを実施	現行ウェブサイトの課題、問題点などの抽出、分析等	新規ウェブサイトの作成、公開	交通局

市営交通におけるワイヤレスブロードバンドエリア拡大	市営交通における施設や車両で快適な情報通信環境を提供するため、Wi-Fi などのワイヤレスブロードバンドエリアを拡大	地下鉄全路線の駅およびトンネルにおいて WiMAX エリア化の実施 地下鉄車内の Wi-Fi エリア化の導入 地下鉄駅構内における主要通信事業者の Wi-Fi エリア化の実施	地下鉄車内の Wi-Fi エリアの拡大	交通局
地下鉄の終電時刻の延長	金曜日および祝前日（年末年始期間等を除く）において、地下鉄東山線の終電時刻を延長	臨時列車の試行運行	実施	交通局
新たな駅の魅力づくり	新たな駅の魅力をつくりだすことにより地下鉄の利用促進をはかるため、市立大学をはじめ、市内大学と連携し、学生の柔軟な発想力と情報力を活用しながら、「若者が集い、にぎわいのある駅」のあり方について検討するほか、駅構内コンサートを実施	検討	事業化の可能性について検討 駅構内コンサートの実施	交通局

3 交通エコライフの推進

事業名	事業概要	現況 （㉕時点の状況）	計画目標 〔㉔～㉗の事業量等〕	所管局
交通エコライフの推進	自動車に依存することなく公共交通、徒歩、自転車などを状況に応じて選択してもらうことを目的に交通エコライフを推進	推進	推進	住宅都市局
パークアンドライド施策	自動車から公共交通への乗り換えの促進をめざし、パークアンドライド駐車場の利用を促進	促進	促進	住宅都市局

4 交通結節点などを中心とした地域の活性化

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③⑩の事業量 等〕	所管局
金山地区におけるまちづくりの推進	市内有数の交通結節点である金山地区において、都市機能のさらなる集積とにぎわいの創出につながる交流空間の形成に資するまちづくりを推進	実施	実施 長期的な土地利用方針の策定および開発方策の検討	住宅都市局
鳴海駅前第2種市街地再開発事業	名鉄鳴海駅周辺において、居住環境を改善し、地区の活性化をはかるため、公共施設や商業・業務施設、住宅施設等を整備	D工区の整備完了 C工区施設建築物の工事 A・B工区の建物移転等	C工区の整備完了 A・B工区の整備完了	住宅都市局

施策25 良好な都市基盤が整った生活しやすい市街地を形成します

現状と課題

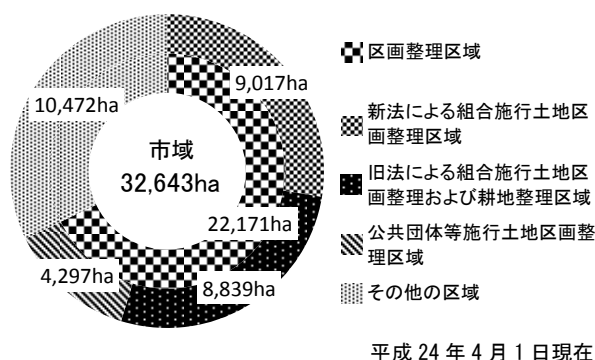
[現 状]

- ・都市基盤が十分に整っていない地域において、公共施設の整備改善、宅地の利用増進をはかるために、土地区画整理事業などに取り組んでいます。
- ・幹線道路の整備状況は他都市に比べて高い水準にありますが、地域によっては整備の遅れや踏切による渋滞の発生、生活道路への通過車両の侵入などが見られます。
- ・長期にわたり整備されていない都市計画道路や都市計画公園については、社会情勢などをふまえた計画の見直しや整備着手時期の明確化に取り組んでいます。
- ・工場の転出などにとまなう、大規模敷地の土地利用転換が見られます。

[課 題]

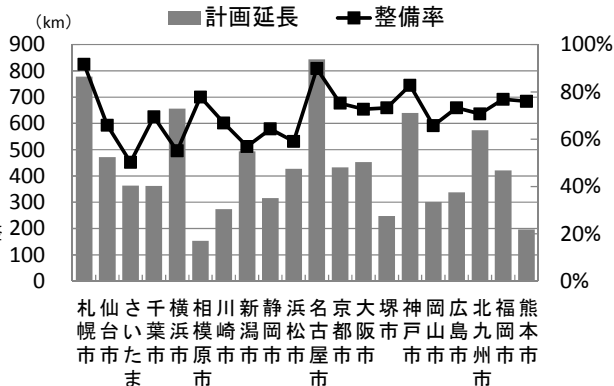
- ・施行中の土地区画整理事業については早期に完了させるなど、必要な都市基盤の整備や改善を効率的にすすめることで、良好な居住環境の創出や自動車交通の円滑化をはかる必要があります。
- ・既存の都市基盤の活用や改善に重点をおき、歩行者にやさしく、居住や商業などの機能が適切に配置された生活しやすい市街地の形成をめざす必要があります。
- ・工場の転出などにより現れる大規模敷地の活用については、都市基盤の整備状況や周辺環境に配慮しながら、適切な土地利用の誘導を行う必要があります。

●市域と土地区画整理施行面積



出典：名古屋市作成

●都市計画道路（幹線街路）の整備状況



出典：国土交通省「都市計画年報」（平成 24 年）
より名古屋市作成

めざす姿

良好な都市基盤が整備され、住む人が快適さや利便性を感じられるまちとなっている

施策の展開

1 市街地の整備・再生

道路や公園などの都市基盤の整備が不十分な地域において、自然環境や歴史・文化資源に配慮しつつ、土地区画整理事業などにより、市街地の整備・再生をすすめます。

2 土地利用等の規制・誘導

都市基盤の整備状況や地域の特性をふまえて、快適に生活できる市街地の形成に向けた土地利用の規制・誘導などに取り組みます。また、地区の特性やニーズに応じた土地利用、建物などに関するルールを定める地区計画^{*}や建築協定^{*}の活用促進に取り組みます。

3 自動車交通の円滑化

機能的な都市活動と安心で安全な市民生活を確保するため、都市計画道路の整備をすすめるなど、自動車交通の円滑化に取り組みます。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年度	目 標 値 40 年度
1	都市基盤（道路、公園、上下水道など）が整備され、生活しやすいまちだと思う市民の割合	87.6% (25 年度)	90%	90%
2	地区計画の都市計画決定数および建築協定の認可地区数（累計）	99 地区 (25 年度)	114 地区	144 地区
3	主要な幹線道路における交通円滑対策が必要な区間数	24 区間 (25 年度)	12 区間	7 区間

関連する個別計画

- ◆都市計画マスタープラン ◆都市計画道路整備プログラム ◆未着手都市計画道路の整備方針
- ◆長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム

地区計画：地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地区住民の意向を十分反映しながら道路、公園など地区の施設と建築物の用途、形態、敷地などに関する事項を都市計画で定める制度

建築協定：住宅地としての環境や商店街としての利便を維持・増進するため、建築基準法に基づき地域住民が自主的に建築物の敷地、用途、形態などに関する基準を協定する制度

施策を推進する事業

1 市街地の整備・再生

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
組合施行土地 画整理事業	良好な市街地形成に寄与するため、組合施行の土地画整理事業を促進	しだみ 志段味地区 都市計画道路志 段味田代町線は じめ10路線の整 備の促進 茶屋新田地区 都市計画道路南 秋葉線はじめ 5 路線の整備の促 進 一定の要件を満た す組合 道路舗装等の事 業費援助の実施	しだみ 志段味地区 都市計画道路志 段味田代町線は じめ10路線の整 備の促進 茶屋新田地区 都市計画道路南 秋葉線はじめ 5 路線の整備の促 進など 一定の要件を満た す組合 道路舗装等の事 業費援助の実施	住宅都 市局
市施行土地画 整理事業	道路や公園の新設等公共施設の整備を行うことなどにより、安全な市街地を形成するとともに、老朽木造住宅の改善を推進	大曾根北地区は じめ5地区の整備 都市計画道路・ 区画道路の整備 建物移転等	大曾根北地区は じめ5地区の整備 都市計画道路・ 区画道路の整備 建物移転等 整備完了〔1地区〕	住宅都 市局

2 土地利用等の規制・誘導

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
建築協定の活用 促進	地域の特性を活かした良好な市街地の形成をはかるため、建築協定を活用したまちづくりを促進	建築協定の締結支 援、認可の実施 42地区	建築協定の締結支 援、認可の実施 47地区	住宅都 市局
地区計画制度の 活用促進	地区の特性にふさわしい良好な市街地の整備、開発および保全をはかるため、地区計画制度を活用したまちづくりを促進	地区計画の決定 57地区	地区計画の決定 67地区	住宅都 市局

地域地区制度の活用推進	良好な市街地形成をはかるため、用途地域等の地域地区制度を活用した適切な土地利用の規制・誘導を推進	用途地域等の変更	用途地域等の変更 都市計画基礎調査の実施	住宅都市局
-------------	--	----------	-------------------------	-------

3 自動車交通の円滑化

事業名	事業概要	現況	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
都市計画道路の整備推進	未着手都市計画道路の整備方針に基づいた都市計画道路の見直しを実施するとともに、都市計画道路整備プログラムに基づいた整備着手につとめつつ、道路の新設、拡幅を実施	整備方針に基づく見直しの推進 都市計画道路の整備事業中 江川線はじめ23路線	整備方針に基づく見直しの推進 都市計画道路の整備完了 江川線はじめ〔15路線〕 整備プログラムの適時改定	住宅都市局 緑政土木局
道路と鉄道の立体交差化の推進	地域分断の解消や交通の円滑化をはかるため、道路と鉄道の立体交差化を推進	連続立体交差事業の事業化調整 名鉄名古屋本線（山崎川～天白川間） 単独立体交差事業の推進 工事中 おばた小幡架道橋はじめ3か所	連続立体交差事業の事業化調整・都市計画等手続き 名鉄名古屋本線（山崎川～天白川間） 単独立体交差事業の推進 完了 長須賀架道橋はじめ〔2か所〕	住宅都市局 緑政土木局
橋りょうの整備	地域分断や渋滞の解消など交通の円滑化をはかるとともに、災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、都市計画道路や緊急輸送道路などの橋りょうの新築、改築を実施	橋りょう整備 工事中 三階橋はじめ3橋	橋りょう整備 完了 三階橋はじめ〔3橋〕	緑政土木局

施策26 歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します

現状と課題

[現状]

- ・本市では、駅周辺における放置自転車問題が深刻化していましたが、自転車等駐車対策の実施により、放置自転車等の台数は、平成25年度で約1.6万台とピーク時の昭和62年度の約4分の1まで減少してきており、一定の効果が得られています。しかしながら、いまだ栄地区を中心とした都心部などでは対策が進んでおらず、通行障害や景観の悪化を引き起こしている状況があります。
- ・近年、環境負荷の低い交通手段として自転車が見直され、健康志向の高まりを背景にその利用ニーズが高まっていますが、自転車の走行空間が十分でないことや、走行ルールが遵守されていないことから、平成24年において、歩行者と自転車の交通事故件数は44件、全交通事故に占める自転車事故の割合は26.0%と、全国の割合（19.9%）よりも高くなっています。

[課題]

- ・都心部への自転車利用は、オフィスや店舗など目的施設へ直接向かう利用が多く、駅周辺だけでなく広範囲に自転車などが無秩序に駐車されています。このため、都心部では自転車の利用特性に応じた自転車駐車場の整備が求められています。
- ・自転車関連事故が多い中で、歩行者と自転車が互いに安心して通行することができる安全で快適な道路環境づくりをすすめるとともに、一人ひとりが交通ルールを遵守して自転車を利用することが一層求められています。
- ・環境への配慮や都市の魅力づくりが求められる中で、都心部においては環境にやさしく、公共交通と連携したまちの回遊性を高める新たな自転車利用システムが必要とされています。

●歩行空間の確保



●自転車レーン



めざす姿

歩行者や自転車が安全で快適に道路を通行することができる

施策の展開

1 安心して歩ける歩行空間の確保

放置自転車の撤去や自転車駐車場の整備、柔軟な料金制度の採用による自転車駐車場の利用促進などにより、安心して歩ける歩行空間を確保します。

2 自転車走行空間の整備

自転車を安全で快適かつ適正に利用できるよう、自転車道・自転車レーンの設置や歩道内での走行空間の分離などをすすめるとともに、交通安全意識や交通ルール遵守の啓発を行います。

3 新たな自転車利用システムの確立

自転車の手軽さや回遊性といったすぐれた利便性を確保しながらも、自転車の所有から共有への転換による放置自転車等の台数削減を期待できるコミュニティサイクル[※]について、仕組みや効果などを十分に考慮しながら、都心部の自転車駐車対策の完了後に導入できるよう検討をすすめます。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年 度	目 標 値 40 年 度
1	歩行者と自転車のそれぞれが、安全で快適に通行していると感じている市民の割合	21.8% (25 年度)	33%	50%
2	歩行者と自転車の通行空間が分離されている道路の延長	94.5km (25 年度)	110km	150km
3	鉄道駅およびバス停留所周辺の放置自転車等の台数	15,701 台 (25 年度)	14,000 台	12,000 台

関連する個別計画

◆自転車利用環境基本計画

コミュニティサイクル：専用の自転車貸出返却場所（ステーション）を設置し、ステーション間の移動であれば、どこで借りてどこへ返してもよいシステム

施策を推進する事業

1 安心して歩ける歩行空間の確保

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 [②⑥～③①の事業量等]	所管局
自転車放置禁止区域の設定	放置禁止区域の指定、拡大、駐車指導、広報啓発等を実施するとともに、自転車等保管場所、無料自転車駐車場などの維持管理業務や放置自転車などの撤去・保管返還・処分並びにリサイクル業務を実施	放置禁止区域指定 101 駅 放置自転車等 15,701 台	放置禁止区域指定 104 駅 放置自転車等 14,000 台以下	緑政土木局
有料自転車駐車場の整備	歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりに貢献するため、有料自転車駐車場の施設整備および維持管理を実施	有料自転車駐車場 88 駅	有料自転車駐車場 100 駅	緑政土木局

2 自転車走行空間の整備

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 [②⑥～③①の事業量等]	所管局
自転車走行空間の整備	自転車の安全で快適かつ適正な利用に向け、道路空間の中で歩行者、自転車、自動車の構造的・視覚的な分離を実施	整備延長（直轄国道を除く） 94.5km	整備延長（直轄国道を除く） 110km	緑政土木局

3 新たな自転車利用システムの確立

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 [②⑥～③①の事業量等]	所管局
コミュニティサイクルの推進	都心部において、歩行者の回遊性を高めまちのにぎわいを創出するとともに、自転車の所有から共有への転換による放置自転車削減といった効果を期待し、民間主体によるコミュニティサイクルを導入	実施エリア内における駐輪対策、事業採算性等の確保に向けた規制緩和等について検討	コミュニティサイクル事業の導入	緑政土木局

施策27 バリアフリーのまちづくりをすすめます

現状と課題

[現 状]

- ・誰もが安全で快適に施設や公共交通機関を利用できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）や福祉都市環境整備指針に基づき、バリアフリー化を推進しています。
- ・平成25年度にノンステップバスの導入率は、98.4%となりました。
- ・地下鉄駅におけるエレベーターによる移動ルートの整備や可動式ホーム柵の整備など、市バス・地下鉄のバリアフリー化を推進しています。

[課 題]

- ・高齢者や障害者、子どもを連れた人など、幅広い視点から利用しやすい施設や道路、公共交通機関の整備をさらにすすめることが必要です。
- ・バリアフリーのまちづくりをすすめるためには、ハード面の整備だけではなく、市民一人ひとりの意識のバリアフリーを推進することが必要です。

●ノンステップバスでの乗り込みの様子



●可動式ホーム柵



めざす姿

高齢者や障害者など、誰もが安全・快適で気軽に外出でき、社会活動に参加できる

施策の展開

1 施設、道路のバリアフリー化の推進

福祉都市環境整備指針の普及につとめ、施設や道路のバリアフリー化を促進します。また、バリアフリー法に基づく重点整備地区においてすべての人が安全で快適に移動できるよう、整備をすすめます。

2 公共交通機関のバリアフリー化の推進

鉄道駅のバリアフリー化をすすめるほか、すべての人が利用しやすい市バスや地下鉄車両の導入や、地下鉄駅の安全性・利便性の一層の向上に取り組みます。

3 意識のバリアフリーの推進

高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出をする時などに、周囲の人の理解や手助けが得られるよう広報・啓発を実施し、意識のバリアフリーの推進につとめます。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年 度	目 標 値 40 年 度
1	高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合	37.4% (25 年度)	50%	60%
2	高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合	43.7% (25 年度)	50%	60%
3	地下鉄における可動式ホーム柵の設置駅数	23 駅 (25 年度)	45 駅	79 駅以上

施策を推進する事業

1 施設、道路のバリアフリー化の推進

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
福祉都市環境整備の推進	高齢者をはじめ市民の誰もが安全で快適に生活しやすく活動しやすい都市環境を築いていくため、ハード・ソフト両面からの福祉的整備を推進	推進	推進	健康福祉局
重点整備地区のバリアフリー化の推進	バリアフリー法に基づく重点整備地区におけるバリアフリー基本構想に基づき、すべての人が安全で快適に移動できるよう、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場などの一体的整備を推進	推進 重点整備地区数 4 地区	推進 事後検証や継続的な発展に向けた検討	健康福祉局

2 公共交通機関のバリアフリー化の推進

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
民間鉄道駅舎のバリアフリー化の推進	高齢者や障害者が利用しやすい移動環境の整備をはかるため、バリアフリー法に基づく基本方針により、平成 32 年度までに 1 日当たりの利用者数 3,000 人以上の民間鉄道駅舎へエレベーターなどの設置を推進	推進 車いすルート確保 駅舎数 累計 38 駅 (1 日当たりの利用者数 5,000 人以上の駅舎)	推進 エレベーター設置による段差解消、内方線設置などによる転落防止などの設置 (1 日当たりの利用者数 3,000 人以上の駅舎)	健康福祉局
地下鉄車両の購入	バリアフリー化や省エネルギーのため、東山線と鶴舞線に新型地下鉄車両を導入	導入 東山線車両 N1000 累計 15 編成 鶴舞線車両 N3000 累計 3 編成	導入 東山線車両 N1000 鶴舞線車両 N3000	交通局

可動式ホーム柵の整備	地下鉄駅のホームからの転落防止対策として、東山線、名城・名港線で可動式ホーム柵を整備するとともに、対応する車両の購入・改造を実施	東山線 車両購入 累計 11 編成 車両改造 累計 17 編成	東山線 車両購入・改造の実施 ホーム柵整備完了 名城・名港線 車両改造の実施	交通局
地下鉄駅のバリアフリー化の推進	駅施設のバリアフリー化を推進するため、エレベーターの整備や券売機、階段、エスカレーターのさらなるバリアフリー整備を実施	エレベーター整備 国際センター駅 整備完了 名古屋駅 整備 券売機の車いす対応 33 駅 階段端部の識別化 71 駅 エスカレーターの音声案内 21 駅	エレベーター整備 名古屋駅 整備完了 丸の内駅ほか 整備着手 券売機の車いす対応 階段端部の識別化 エスカレーターの音声案内	交通局
ノンステップバスの導入	バリアフリー化を推進するため、市バス車両の更新にあたっては、すべてアイドリング・ストップ付低公害ノンステップバスを導入	導入 アイドリング・ストップ付低公害ノンステップバス 2 両	導入 アイドリング・ストップ付低公害ノンステップバス	交通局

3 意識のバリアフリーの推進

事業名	事業概要	現況 (㉔時点の状況)	計画目標 [㉔～㉗の事業量等]	所管局
障害者理解のための広報啓発	障害者に対する正しい認識の向上をはかることにより、意識のバリアフリーを推進するため、障害者と市民のつどいを開催するなど広く市民への啓発を実施	実施	実施	健康福祉局

施策28 良質な住まいづくりをすすめます

現状と課題

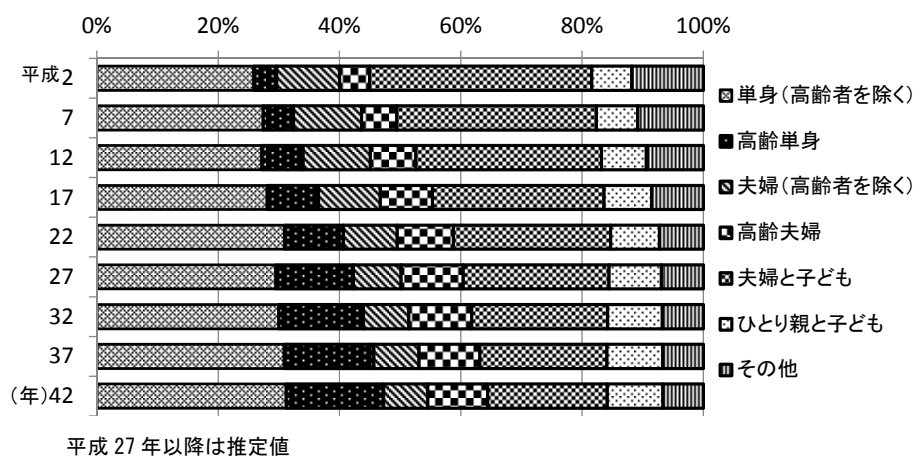
[現 状]

- ・少子化・高齢化の進行や、仕事、結婚、子育て、介護などに関する意識の変化により、単身世帯の増加など、家族形態が変化しています。
- ・家族形態の変化や平均所得の低下のほか、家族や親族による相互扶助の役割が低下し、住み続けることが困難になるなど、住宅に困窮する世帯が多様化しています。
- ・住宅の寿命は30年程度と短いことから、資源やエネルギー消費の面で地球環境への負荷が大きく、また住宅で生活する中でのエネルギー消費にともなうCO₂排出量は増加傾向にあります。

[課 題]

- ・住まいに対するニーズは、年齢や家族構成、個々の価値観や生活スタイル等に応じて異なるため、ニーズや実態にあわせて多様な選択ができる住まいづくりが求められています。
- ・さまざまな社会情勢の変化の中、所得の低い世帯や高齢者、障害者、子育て世帯などの方々が安心して暮らすために、住まいの確保に対する支援がますます重要になっています。
- ・地球環境に負荷をかけない低炭素な住まいづくりにつとめるとともに、今ある住宅をよりよく、より長く活用していくための適切な維持管理が重要になっています。

●家族型別世帯数の推移と将来推計（高位推計）



出典：名古屋市作成

めざす姿

市民が多様な居住ニーズに応じた良質な住まいで暮らしている

施策の展開

1 質の高い住まいづくりのための支援

住宅の長寿命化をはかるための新築住宅の質の確保や環境負荷の軽減、ライフスタイルやライフステージに応じた適切な住まいの確保に向けたバリアフリー化など、住まいの質の向上を支援し、良質な住宅ストックの形成をすすめます。

2 良質な住まいに安心して住み続けられるための支援

住まいをめぐるトラブルの未然防止や発生時の対応のほか、適切な維持管理やリフォーム、分譲マンションの適切な維持管理等を促すための情報提供や相談の実施などにより、良質な住まいに長く快適に住み続けられるよう支援します。

3 住まいの確保への支援

所得の低い世帯や高齢者、障害者、子育て世帯など住宅に困窮する世帯の生活の基盤となる住まいを確保するため、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の有効活用をすすめ、住宅セーフティネット機能の充実をはかります。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年 度	目 標 値 40 年 度
1	住んでいる住宅に満足している市民の割合	68.5% (25 年度)	72%	73%
2	住まいに関する情報の提供件数	11,051 件 (25 年度)	12,000 件	14,500 件
3	長期優良住宅※の認定件数（累計）	11,693 件 (25 年度)	24,000 件	49,000 件

関連する個別計画

◆住生活基本計画

長期優良住宅：長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が構造および設備について講じられた優良な住宅

施策を推進する事業

1 質の高い住まいづくりのための支援

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
市営住宅の建設	耐震性が確保され、バリアフリー化された良質な住宅ストックの形成をはかるため、老朽化した市営住宅の建替えを実施	市営住宅の建替え 242 戸着工	市営住宅の建替え 〔1,700 戸着工〕	住宅都市局
既設市営住宅へのエレベーター設置	入居者の高齢化等に対応し、良質な住宅ストックの形成をはかるため、既設市営住宅（階段室型）へのエレベーター設置を実施	設置完了 累計 9 棟	設置完了 累計 13 棟	住宅都市局
長期優良住宅の認定	住生活の向上および環境への負荷の低減をはかるため、長期にわたり良好な状態で使用できる長期優良住宅を認定する制度を実施	審査・認定の実施 累計 11,693 件	審査・認定の実施 累計 24,000 件	住宅都市局

2 良質な住まいに安心して住み続けられるための支援

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
住情報の提供、相談事業等の実施	専門機関等と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居や分譲マンションの適切な維持管理などに関する情報の提供、住まいに関する一般的な相談業務の実施	実施 住まいに関する 情報提供 11,051 件	実施 住まいに関する 情報提供 12,000 件	住宅都市局

3 住まいの確保への支援

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
市営住宅の維持管理	住宅セーフティネットの確保のため、住宅に困窮する低所得者などを対象とした市営住宅の適切な維持管理を実施するとともに、入居者の高齢化に対応するため孤立防止の取組みを実施	維持管理の実施	維持管理の実施 ふれあい創出事業の実施	住宅都市局

定住促進住宅の維持管理	市内への定住促進と子育て世帯への支援のため、特に子育て世帯を中心とした中堅所得者世帯を対象に、定住促進住宅の適正な維持管理を実施	維持管理の実施	維持管理の実施	住宅都市局
定住促進住宅における子育て支援	定住促進住宅公共型の子育て世帯の入居者に対する家賃の減額を実施	子育て支援減額 300 戸	子育て支援減額 300 戸	住宅都市局
高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	高齢者が安心・快適に暮らすことができる居住環境の整備を促進するため、高齢者向け優良賃貸住宅の認定、建設費や入居者の家賃に対する助成を実施	供給計画の認定 累計 765 戸 建設費補助 累計 480 戸 家賃減額補助 505 戸	供給計画の認定 累計 1,265 戸 建設費補助 累計 1,007 戸 家賃減額補助 912 戸	住宅都市局

施策29 市民・事業者の環境に配慮した活動を促します

現状と課題

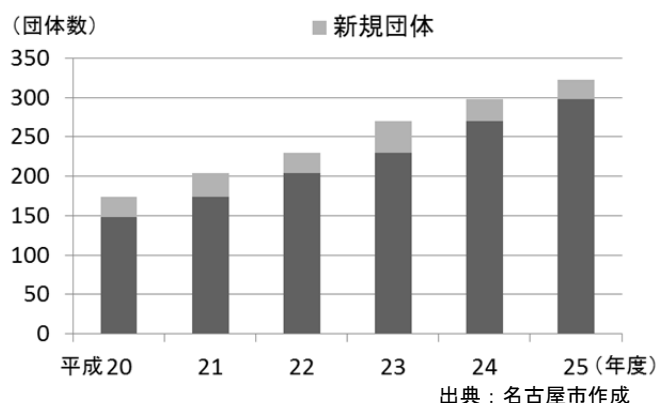
[現状]

- ・本市では、市民・事業者と行政などが協働し、ごみの減量や生物多様性の保全など環境に配慮した活動に取り組んでいます。
- ・4割以上の市民が、環境問題を解決するために自らが行動することが必要と強く思っています。
- ・エコ事業所認定制度^{*}による認定数が年々増加しているなど、環境に配慮した取り組みを行っている事業者が増加しています。
- ・市民、事業者、教育機関、行政がそれぞれの立場で環境に配慮した活動に取り組むとともに、知識や経験、問題意識を持ち寄って学びあうネットワークづくりをすすめています。

[課題]

- ・ごみ減量で培った「協働」の力を生かし、より多くの人に環境に配慮した活動を促す必要があります。
- ・現在の暮らしが将来のなごやの環境に与える影響を認識し、将来の環境問題についても自らのことととらえて行動できる市民をさらに増やしていく必要があります。
- ・事業規模などに関わりなく、多くの事業者が環境保全活動を実施するよう促す必要があります。
- ・広範囲で互いに関連している環境問題に対応するためには、市民、事業者、教育機関、行政がより一層協働して取り組み、持続可能な社会を構築していく必要があります。

●市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数の累計



●「環境デーなごや」中央行事



エコ事業所認定制度：事業活動における環境に配慮した取り組みを自主的かつ積極的に実施している事業所を、名古屋市政府が「エコ事業所」として認定し、自主的な取り組みを支援するもの。

めざす姿

市民や事業者と行政等が協働して環境問題に取り組むことで、持続可能な社会となっている

施策の展開

1 環境に配慮した活動の促進

環境に関する情報の発信や環境イベントの開催により、環境問題への意識や知識を広く共有し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに、事業者の環境に配慮した取り組みに関する支援や相談を充実させるなど、市民・事業者の環境保全活動を促進します。また、市民・事業者に率先して市自らも環境に配慮した事業活動を実施します。

さらに、環境に大きな影響をおよぼすおそれのある一定規模以上の事業の実施に際し、あらかじめ適正な環境配慮がなされるよう、環境影響評価制度の適切な運用をはかります。

2 環境教育・協働取組の促進

ESD*の理念をふまえ、持続可能な社会を構築するための人づくり、人の輪づくりを一層推進するため、子どもをはじめとした市民各層の環境教育・学習を幅広く促進するとともに、なごや環境大学の仕組みなどを活用して、市民、事業者、教育機関、行政が協働して取り組みます。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年 度	目 標 値 40 年 度
1	環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合	43.4% (25 年度)	55%	60%以上
2	エコ事業所認定数（累計）	1,843 件 (25 年度)	2,500 件	4,000 件
3	市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数の累計	322 団体 (25 年度)	430 団体	540 団体

関連する個別計画

◆第3次環境基本計画 ◆名古屋市役所環境行動計画2020

ESD：持続可能な開発のための教育。環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会のさまざまな課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それにより持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動のこと。

施策を推進する事業

1 環境に配慮した活動の促進

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
環境デーなごや	よりよい環境づくりに向けて、市民・事業者・行政の協働のもと、市内各地域の特性に応じたさまざまな環境イベントを行う地域行事や、さまざまな主体が日頃の環境活動の成果を発信し、広めていくための中央行事（久屋大通公園）を実施	実施	実施	環境局
エコ事業所認定制度	事業者の自主的な環境保全の取り組みを促進するため、環境に配慮した行動に積極的に取り組む事業所を「エコ事業所」、「優良エコ事業所」として認定するとともに優秀な取り組みを実践している事業所の表彰および優秀事例の紹介により、事業者の環境保全意欲の向上を促進	実施 エコ事業所認定数 累計 1,843 件	実施 エコ事業所認定数 累計 2,500 件	環境局
環境保全設備資金融資	中小企業者が公害防止対策、自動車対策、地球温暖化防止等のためのエネルギー対策など環境保全対策を実施するために必要な資金の融資および利子補助を実施	実施	実施	環境局
環境影響評価	道路や鉄道の建設など一定規模以上の事業の実施に際し、適正な環境配慮がなされることを確保するため、環境影響評価制度の適切な運用を実施	環境影響評価の手続の実施 環境影響評価審査会の開催	環境影響評価の手続の実施 環境影響評価審査会の開催 環境影響評価制度の調査研究・検討	環境局

2 環境教育・協働取組の促進

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③⑩の事業量等〕	所管局
なごや環境大学の推進	「持続可能な地球社会」を支える「人づくり・人の輪づくり」をすすめ、行動する市民、協働する市民として、「共に育つ（共育）」ことを促進するため、市民・市民団体、企業、教育機関、行政の協働により、共育講座や交流会などの開催、ガイドブックの発行、ネットワークづくりなどを実施	実施 なごや環境大学を支える団体数 累計 322 団体	実施 なごや環境大学を支える団体数 累計 430 団体	環境局
環境学習センターの運営	市民一人ひとりの環境に対する理解を深め、環境にやさしい行動へとつなげることを目的に、身近な環境から地球環境まで幅広く環境問題について考え、取り組むための環境学習の拠点として、環境学習センターにおいて環境学習プログラムを展開し、環境教育を体系的・総合的に推進	実施	実施	環境局

環境教育・学習の推進	持続可能な社会の担い手づくりを推進するため、次世代を担う子どもの各段階に応じた環境学習を支援するとともに、講習会や観察会など地域に密着した実践活動や普及啓発を推進するほか、環境教育・学習のあり方についての検討を実施	市内の幼稚園・保育園を「なごやエコキッズ」に認定 507 園 市立の小・中・高・特別支援学校を「なごやエコスクール」に認定 全校 保健所において実践活動や普及啓発を実施 138 回 環境教育・学習のあり方について検討	市内の幼稚園・保育園を「なごやエコキッズ」に認定 全園 市立の小・中・高・特別支援学校を「なごやエコスクール」に認定 全校 保健所において実践活動や普及啓発を推進 環境教育・学習に関する計画を策定・推進	環境局
-------------------	--	--	---	------------

施策30 低炭素社会づくりをすすめます

現状と課題

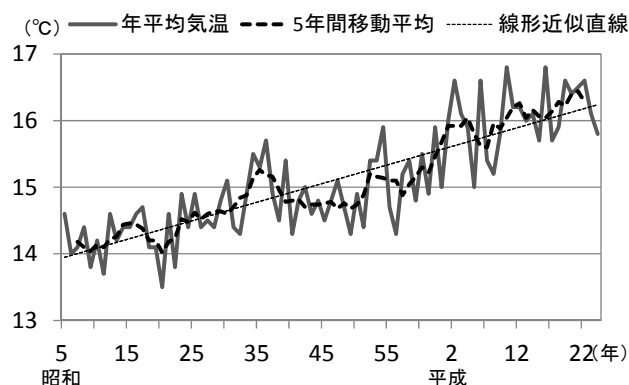
[現 状]

- ・本市では、地球温暖化対策のため、平成32（2020）年までに温室効果ガス※排出量を基準年である平成2（1990）年から25%削減する目標を掲げています。
- ・平成23（2011）年度の温室効果ガス排出量は、基準年度と比べると12.7%減少していますが、東日本大震災の影響などにより、前年度と比べると増加しました。
- ・全国で平成24年7月1日から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まるなど、再生可能エネルギーに注目が集まっており、本市においても地球温暖化対策や分散型電源の確保として再生可能エネルギーの導入拡大につとめています。

[課 題]

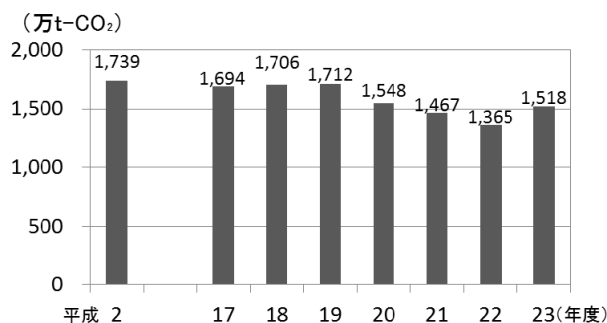
- ・地球温暖化対策や都市部におけるヒートアイランド対策として、再生可能エネルギーの積極的な導入をすすめるとともに、ライフスタイルやビジネススタイルを見直し、一層の省エネルギーをすすめる必要があります。
- ・建築物の超省エネルギー化をはかるとともに、地域におけるエネルギーの共同利用を促進し、よりエネルギー消費の少ない社会の実現が必要です。
- ・自動車に過度に依存しないまちづくりをすすめ、自動車利用にともなう二酸化炭素排出量の削減をはかることが重要です。

●名古屋の平均気温の推移



出典：気象庁統計より名古屋市作成

●温室効果ガス排出量



出典：名古屋市作成

温室効果ガス：二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）の6種類

めざす姿

低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルが普及したまちで、市民と事業者が快適に暮らし活動している

施策の展開

1 再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進

低炭素都市の実現へ向け、太陽光・太陽熱をはじめとする再生可能エネルギーの導入を積極的に支援するとともに、市の施設へも率先的に導入します。

また、エコライフの啓発や省エネルギーについての相談業務を行うなど、低炭素なライフスタイルとビジネススタイルへの転換を促進します。

2 低炭素なまちづくりの推進

再開発事業などのまちづくりにあわせ、自然環境との調和を保つ先進的な低炭素技術の率先導入などによる低炭素モデル地区の形成をはかるとともに、地域冷暖房※など地域におけるエネルギーの共同利用を促進します。

さらに、低炭素化をはじめ総合的な環境性能にすぐれた建築物の新築等を促進するなど、低炭素で快適なまちづくりをすすめていきます。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年 度	目 標 値 40 年 度
1	温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）	1,518 万トン (23 年度)	1,409 万トン (27 年度)	1,310 万トン 以下
2	再生可能エネルギー（太陽光・風力）による発電設備容量	99,200kW (25 年度)	310,750kW	370,000kW 以上
3	日々の省エネに常に取り組む世帯の割合	47.2% (25 年度)	80%	90%以上

関連する個別計画

◆第3次環境基本計画 ◆低炭素都市2050なごや戦略 ◆低炭素都市なごや戦略実行計画

地域冷暖房：駅やビル、商業施設、マンションなどの地域内の建物に対し、まとめて冷暖房や給湯を行うシステム。従来の住まいやオフィス個別の冷暖房・給湯に比べ、省エネルギーであり経済性や環境性にすぐれている。

施策を推進する事業

1 再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
住宅への創エネルギー機器の導入促進	再生可能エネルギーの導入拡大および省エネルギー推進のため、住宅用創エネルギー機器（太陽光発電設備、太陽熱利用設備および燃料電池システム）の設置補助および導入促進策を実施	設置補助の実施 太陽光発電設備 2,800 件 11,200kW 太陽熱利用設備 60 件 260 m ² 燃料電池システム 200 件 (平成 25 年度 募集件数)	設置補助の実施 導入促進策の実施 さらなる導入促進 策の検討	環境局
市施設への太陽光発電設備の導入	すべての市施設の新・改築時において太陽光発電設備の設置を検討するとともに、既存施設においてはリース方式や屋根貸し方式などを活用し、太陽光発電設備を積極的に導入	導入 リース方式 2 施設 925kw 屋根貸し方式 8 件 378kw	屋根貸し方式による太陽光発電設備の導入を全市的に拡大	環境局
エコライフの実践に向けた啓発	市民一人ひとりのエコライフの実践により温室効果ガスの排出を削減するため、エコライフ啓発ツールや EXPO エコマネー事業等の活用を通じて、環境にやさしいライフスタイルの実践の浸透・定着を促進	実施	実施	環境局

省エネルギー訪問相談	事業者の事業活動における省エネルギー対策を促進するため、店舗やオフィスビルなどの事業所を定期的に訪問し、事業形態や資力に応じた省エネに関するアドバイスや最新の情報提供などを実施	実施 省エネ訪問相談 約 2,000 件	実施 省エネ訪問相談 約 2,000 件	環境局
地球温暖化対策計画書制度の運用	一定規模以上のエネルギーを使用する企業に地球温暖化対策計画書の作成等を義務付け、企業の省エネ対策を促進するとともに、企業への巡回訪問を行い温暖化対策の指導や助言を実施	実施 届出 405 件 巡回訪問 57 件	実施	環境局

2 低炭素なまちづくりの推進

事業名	事業概要	現況 (㉔時点の状況)	計画目標 [㉔～㉚の事業量等]	所管局
低炭素モデル地区の検討	駅そば生活など低炭素な生活の実現をめざし、再開発事業などのまちづくりにあわせ、自然環境との調和を保つ先進的な低炭素技術を率先して導入する地区を指定するとともに、市民・事業者の理解を深めるため、成果の見える化を実施	公募の実施	低炭素モデル地区の指定 2 地区程度	環境局
地域冷暖房の促進	大規模な建築計画について建築計画の届出を義務付けるなど地域冷暖房施設の整備を促進	整備促進 供給中 12 地区 整備中 1 地区	整備促進 供給中 13 地区	住宅都市局
建築物環境計画書の届出	建築物の環境性能向上に向け、建築主の自主的な取り組みを促進するため、一定の規模を超える建築物の環境性能をランク付けし、総合的に評価する制度(CASBEE 名古屋)を実施	受理・公表 累計 1,758 件	受理・公表 累計 2,500 件	住宅都市局
低炭素建築物の認定	都市の低炭素化の促進をはかるため、低炭素化に資する措置を講じた建築物を認定する制度を実施	審査・認定 累計 231 件	審査・認定 累計 1,200 件	住宅都市局

施策3-1 3Rを通じた循環型社会づくりをすすめます

現状と課題

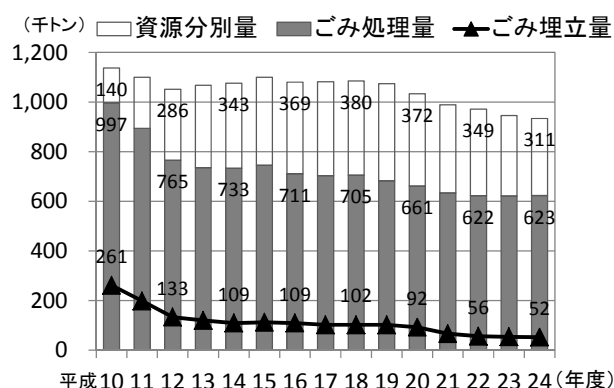
[現 状]

- ・平成11年2月の「ごみ非常事態宣言」以降、徹底した分別・リサイクルに取り組んだ結果、宣言時と比べ平成24年度のごみの埋立量は約8割減の約5万トン、ごみの処理量は約4割減の約62万トンとなっています。
- ・「発生抑制」の第一歩として、消費者・事業者との協働により、レジ袋有料化を実施しており、参加店舗数は1,250店（平成25年9月末）、レジ袋辞退率は約9割を維持しています。
- ・「リサイクル」については、市収集の容器包装に加え、平成25年度から小型家電の資源化を拠点回収によりすすめています。また、集団回収など市民の自主的な活動で古紙類等が回収されており、平成25年度で約10万トンとなっています。
- ・事業用大規模建築物および多量排出事業者にごみ減量・リサイクルをはたらきかけるため、立入指導を行っており、平成25年度は2,042件の立入指導を実施しています。
- ・埋立量を削減するために、焼却灰の一部を熔融し、スラグ化することにより、土木資材として活用するなど資源化をはかっています。

[課 題]

- ・「ごみも資源も、元から減らす（発生抑制）」の視点で取り組みをすすめ、ごみ処理や資源化にかかるコスト、環境負荷を減らすことが重要です。
- ・「ごみも資源も、分けて生かす（分別徹底）」の視点から、ごみとして処理されてしまわないよう分別を徹底し、資源を循環させることが重要です。
- ・本市の焼却工場の老朽化に対応するとともに、災害リスクなどの観点から地域バランスを考慮し、規模の平準化をはかりながら工場の計画的な整備をすすめることが必要です。
- ・長期的・安定的に埋立処分を行っていくためには、現有処分場の長寿命化と埋立処分場の確保が必要です。

●資源分別量、ごみ処理量およびごみ埋立量の推移



出典：名古屋市作成

めざす姿

廃棄物などの発生抑制がすすみ、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられている

施策の展開

1 3R※の推進

循環型社会をめざすために、レジ袋をはじめとする容器包装の削減を推進するとともに、新たな資源品目である「小型家電」とあわせて分別・リサイクルの徹底をはかるなど、3Rの取り組みをすすめます。

また、事業用大規模建築物および多量排出事業者に対して立入指導を実施し、事業系ごみの減量、リサイクルをすすめます。

2 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

3Rの推進によるごみ処理量の削減をすすめるとともに、新たな焼却工場の建設や設備更新を行い、安定的な焼却処理体制を確保しつつ、焼却灰の資源化をはかることにより、埋立量の削減をめざします。あわせて、焼却の際に発生する排ガスなどの高度処理を行うとともに、熱エネルギーの有効活用を継続して行います。

また、計画的に現有処分場の長寿命化をはかるとともに、新規処分場を整備・運営していきます。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年度	目 標 値 40 年度
1	ごみ・資源の総排出量	93 万トン (24 年度)	現状値以下	現状値以下
2	ごみの処理量	62 万トン (24 年度)	59 万トン	54 万トン 以下
3	ごみの埋立量	5 万トン (24 年度)	4 万トン	2 万トン 以下
4	日常生活でごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合	82.3% (25 年度)	85%	90%以上

関連する個別計画

◆第3次環境基本計画 ◆第4次一般廃棄物処理基本計画

3R：「Reduce＝リデュース（発生抑制：ごみとなる物を買わない・もらわない）」「Reuse＝リユース（再利用：物を大切にしながら繰り返し使う）」「Recycle＝リサイクル（再生利用：ごみを資源として再利用する）」の3つの頭文字「R」からつくられた言葉。ごみ減量のための3つのステップを表す。

施策を推進する事業

1 3Rの推進

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
リデュース・リユースの推進	市民・事業者との協働によりレジ袋の削減運動やマイボトル・マイカップ運動などを展開し容器包装の削減をすすめるとともに、粗大ごみの修理・展示・販売などを行うことにより、リデュース・リユースの取り組みを推進	容器包装の削減運動などの 2R の推進	容器包装の削減運動などの 2R の拡充	環境局
分別・リサイクルの推進	容器包装の分別収集・選別や、集団資源回収等の市民の自主的な資源化活動を支援するとともに、新たに小型家電を回収し、有用金属をリサイクルすることでごみの減量・リサイクルを推進	実施	実施	環境局
事業系ごみの減量・資源化の推進	事業系ごみの減量・資源化をすすめるため、事業用大規模建築物および多量排出事業者に事業系廃棄物減量計画書の提出などを義務づけるほか、立入指導を実施し、古紙類や生ごみなどの資源化を誘導	実施 立入指導 約 2,000 件	実施	環境局

2 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
焼却・破砕工場の安定的な運営	可燃ごみを南陽工場をはじめ 4 工場、不燃ごみを大江破砕工場処理するとともに、焼却溶融による減量・減容化やスラグの有効利用による資源化、熱エネルギーを有効活用	焼却・破砕工場の運営 ごみ発電の実施 金属回収の実施 スラグ・メタルの生成	焼却・破砕工場の運営 ごみ発電の実施 金属回収の実施 スラグ・メタルの生成	環境局

焼却工場の建設、設備更新	災害リスクや地域バランスなどの観点から工場規模の平準化をすすめる中で、老朽化がすすんでいる南陽工場の代替施設として、北名古屋工場（仮称）の建設および富田工場の設備更新を実施	北名古屋工場（仮称） 環境影響評価 都市計画決定 富田工場 環境影響評価 基本設計	北名古屋工場（仮称） 建設工事着手 富田工場 環境影響評価 設備更新工事着手	環境局
焼却・破碎工場の計画的な整備の推進	将来にわたり安定したごみの焼却・破碎体制を維持するため、北名古屋工場（仮称）および富田工場の稼働以降の焼却・破碎工場の整備について、災害リスクや長寿命化を考慮して検討	施設整備の検討	施設整備の方針を作成 方針に基づく施設整備の実施	環境局
愛岐処分場の長期利用に向けた整備	埋立開始から30年以上が経過した愛岐処分場の長期利用に向け、長期管理計画に基づき、浸出水処理施設などの維持管理や整備を実施	浸出水処理施設の整備	浸出水処理施設の整備 護岸、橋りょう、管理道路などの修繕工事の実施	環境局
第二処分場の整備・運営	安定的な埋立処分体制を維持するため、第二処分場を整備し、供用開始後は焼却灰等を適正に埋立てるとともに、浸出水処理施設などの施設管理を実施	護岸工事の実施 浸出水処理施設設置工事の実施	護岸工事完了 浸出水処理施設設置工事の実施 供用の開始	環境局